

審 査 決 定 報 告 書

総務環境委員会

さきの令和元年第3回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第69号ほか3件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、9月12、13日の両日、委員会を開催し、慎重に審査を行いましたが、その結果は下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第70号 水戸市印鑑条例の一部を改正する条例

本案は、旧氏をあらわしている印鑑等の登録を可能とするため、関係規定の整備を行うものでありますが、制度改正の趣旨及び市民生活への影響、登録の手法方法等について、種々質疑応答を重ねた後、委員から、「改正内容及び手法方法など、市民への丁寧な説明と周知に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第80号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第4号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第7款、第8款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正を除く）

本案については、市立競技場の観客席増設に向けた基本計画の内容、J1クラブライセンスの取得及び第1種公認陸上競技場の実現に向けた今後の計画、将来的なスタジアムのあり方、駐車場を含めた周辺整備に対する考え方等について、種々質疑応答を重ねた後、委員から、「限られた予算の中で、より利用価値の高い施設となるよう基本計画の策定を進められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 報告第64号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第3号））

本件は、特別委員会の設置に伴い、補正措置を講じたものでありますが、補正額の積算根拠等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決定いたしました。

以上のほか、議案第69号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例についても、執行部から説明を受けた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第69号，議案第70号

以上，原案を認める。

議案第80号（ただし，第1表中歳出中第3款，第7款，第8款及び第10款
中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正を除く）

原案を認め，次の意見を付する。

意見

市立競技場の観客席増設に当たっては，将来を見据えた基本計画を策定し，
先々において過度な財政負担等が生じないように計画的な整備に努められたい。
また，サブグラウンドや駐車場などを含めた周辺整備とともに，市立競技場を
中心とした地域計画の推進を図られたい。

報告第64号

承認する。

上記のとおり報告する。

令和元年9月24日

水戸市議会議長 安 藏 栄 様

総務環境委員会

委員長 小 泉 康 二